

## 板橋区立陸上競技場運営要綱

(平成20年3月31日 区長決定)

(平成21年3月30日 一部改正)

(平成24年3月21日 一部改正)

(平成26年3月20日 一部改正)

(平成27年1月30日 一部改正)

(令和元年 5月17日 一部改正)

(令和3年 9月1日 一部改正)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立体育施設条例（平成9年板橋区条例第20号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区立体育施設条例施行規則（平成20年板橋区規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づき、板橋区立新河岸陸上競技場、板橋区立荒川戸田橋陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）及び板橋区立荒川戸田橋多目的運動場（以下「多目的運動場」という。）を利用しようとする者の利用及び申込み等を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

なお、条例第8条第2項に定める不承認の例外規定（営利を目的として利用する場合）の取扱いについては、別に定める要綱によるものとする。

(利用形態)

第2条 陸上競技場及び多目的運動場の利用は、団体への貸切利用を原則とする。ただし、貸切利用のない場合は、個人利用とする。

### 第2章 貸切利用

(団体登録の要件等)

第3条 規則第5条の規定により陸上競技場及び多目的運動場を貸切利用するための団体登録の要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 区内団体

代表者	区内在住・在勤・在学者で15歳以上の者
構成員	区内在住・在勤・在学者で15歳以上の者
構成人数	2人以上

(2) 区外団体

代表者	15歳以上の者
構成員	15歳以上の者
構成人数	2人以上

備考：15歳以上の者とは義務教育を修了しているものとする

- 2 規則第5条の規定による団体登録の申請は、前項各号の表に掲げる要件を確認できる証明書類（健康保険証、運転免許証、その他官公署発行の証明書等（写し可））を提示して行わなければならない。
- 3 第1項第1号に規定する区内団体は、規則第4条第4項に定める抽選に参加できるものとする。

(貸切利用できる種目)

第4条 陸上競技場及び多目的運動場を貸切利用できる種目は、以下のとおりとする。

(1) 陸上競技場の利用種目

(ア) 陸上競技

(イ) 運動会

(ウ) その他利用可能な種目は、その都度スポーツ振興課と協議することとする。

(2) 多目的運動場の利用種目

(ア) サッカー

(イ) ラグビー

(ウ) フットサル

(エ) ゲートボール

(オ) グラウンド・ゴルフ

(カ) その他利用可能な種目は、その都度スポーツ振興課と協議することとする。

(利用時間等)

第5条 陸上競技場及び多目的運動場の貸切利用時間区分は次の各号のとおりとする。

(1) 陸上競技場の貸切時間

午前（午前9時から午後1時）、午後（午後1時から最終時間まで）及び全日を単位とする。ただし、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2か月前の月の5日（1月である場合は6日）の予約申込みからは、1時間単位とすることができる。

(2) 多目的運動場の貸切時間

利用日の属する月の2か月前の5日（1月である場合は6日）の予約申込みからは、

1 時間単位とすることができる。

(団体登録及び貸切利用の手続等)

第6条 第3条の規定による団体登録の手続及び規則第4条の規定による貸切利用の手続を行う窓口及び受付時間は以下のとおりとする。

団体登録	施設システム端末機設置施設	
貸切利用	小豆沢体育館 赤塚体育館 植村記念加賀スポーツセンター（以下「加賀スポーツセンター」という。） 上板橋体育館 高島平温水プール	開館日の午前9時から 午後7時まで
	区民文化部スポーツ振興課	開庁日の午前9時から 午後5時まで

(抽選の方法等)

第7条 第3条第3項の規定による抽選への参加は、東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則（平成10年板橋区規則第49号。以下「システム規則」という。）による申請システムでのみ行うものとする。

2 抽選に参加しようとする区内団体は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の7か月前の16日から利用日の属する月の7か月前の20日までに参加の申込みを行わなければならない。

3 その他抽選にかかる事項等は別途区民文化部長が定める。

(仮予約の手続等)

第8条 システム規則第7条第1項第4号の規定により行った仮予約の有効期間は、仮予約日を含めて6日間とする。

2 抽選に当選した区内団体は、システムより確定処理を行うことにより、前項の仮予約の手続きを行ったものとみなす。

3 仮予約の手続きを行った団体は、第1項の有効期間内に第6条の窓口において利用申請を行い、利用の承認を受けなければならない。ただし、「施設利用料口座振替（自動振込）依頼書」により口座登録を行っている団体についてはこの限りでない。

4 口座登録を行っていない団体において、有効期間内に利用申請が行われなかった仮予約は、これを無効とする。

(利用申請の受付期間等)

第9条 陸上競技場の抽選により当選した場合の利用申請は、利用日の属する月の7か月前の25日から30日まで受け付ける。ただし、利用日の属する月の7か月前が2月または12月にあたる場合は、当該月の23日から28日までに申請をしなければならない。

2 前項による利用申請期間経過後、なお施設に空きがある場合は半日もしくは全日利用の場合に限り第6条に定める窓口で6か月前の5日（1月である場合は6日）より仮予

約及び利用申請を受け付ける。

- 3 前項による利用申請期間経過後、なお施設に空きがある場合は2か月前の5日（1月である場合は6日）より仮予約及び利用申請を受け付ける。抽選対象としない多目的運動場についても同様とする。

（口座振替不能への対応）

第10条 口座登録を行っている団体について振替不能が発生した場合は、この要綱による抽選への参加申込み、仮予約及び利用申請の手続をすることができない。また、当該団体への新たな利用承認は行わない。

- 2 前項の場合において、口座振替の不能が解消した場合又は使用料の納付があった場合は、その事実を確認した後に前項の措置を解除する。

（事前打合せ）

第11条 陸上競技場又は多目的運動場を貸切利用する場合、利用日の2週間前までに、小豆沢体育館及び陸上競技場管理人と利用内容・器具設置・付帯設備等を含めた事前打合せをするものとする。

（申請の特例）

第12条 陸上競技場又は多目的運動場を次の事由により貸切利用をする場合は、規則第4条第2項ただし書の規定に基づき、次項から第4項までに規定する手続により申請できるものとする。

- （1）区が行政目的のために利用するとき
- （2）区以外の官公署が行政目的のために利用するとき
- （3）区内の公共的団体が公共又は公益目的のための体育事業に利用するとき
- （4）区の連盟等が区民等を対象とする体育事業のために利用するとき
- （5）その他区長が特別に認める体育事業のために利用するとき

2 前項各号の事由に該当する者は、利用日の前年度の9月に、翌年度4月以降の年間利用計画をスポーツ振興課長又は施設管理者に提出するものとする。

3 スポーツ振興課長又は施設管理者は前項の規定による年間利用計画を受理したときは、利用計画を調整し、12月中に提出者に対し結果を通知する。

4 前項の調整の結果認めた利用申請は、前項の規定により通知する申込期間に行うこととする。

- 5 第1項の規定による貸切利用をする場合の優先順位は、同項各号の順による。

（利用変更等の受付）

第13条 規則第12条の規定による利用承認の変更は、利用日の10日前までに1回に限り、小豆沢体育館、赤塚体育館、加賀スポーツセンター、上板橋体育館及び高島平温水

プール(以下「各体育施設」という。)並びに区民文化部スポーツ振興課で受け付けるものとする。

2 規則第13条第1項第3号の規定による利用承認の取消しは、利用日の10日前までに1回に限り、各体育施設で受け付けるものとする。

(利用不承認の協議)

第14条 陸上競技場又は多目的運動場の貸切利用の利用不承認にあたっては、政治・宗教活動、公序良俗に反する利用等、条例第8条の項目を基準とする。なお、利用目的・形態等に疑義が生じた場合は、施設管理者とスポーツ振興課長が協議し、利用承認、不承認について決定する。

### 第3章 個人利用

(個人利用の利用可能日等)

第15条 陸上競技場及び多目的運動場を個人利用できるのは、貸切利用がない時間帯とする。

2 個人利用の際は、個人利用貸出可能備品(スターティングブロック、バトン、ハードル等)のみ、管理人の許可を得て、貸出可能とする。

(団体的行動等の禁止)

第16条 個人利用に際しては、他の利用者の行動を阻害したり、声高に指示したり、一定のスペースを確保するような行動をしてはならない。

2 個人利用に際しては、団体行動又は団体行動と見られるような利用をしてはならない。

### 第4章 共通事項

(還付の有効期間)

第17条 規則第13条の規定による還付請求の有効期間は、使用料の領収日の翌日から5年間とする。

(利用目的以外の使用禁止等)

第18条 利用団体の責任者は、利用目的以外の使用又は管理運営に支障のある行為をしてはならない。

(事故責任)

第19条 利用者の事故は、施設整備の管理上の原因により生じた場合は、区長又は施設管理者が責任を負い、その他については、利用者の責任とする。

(利用上の注意事項)

第20条 この要綱による、体育施設利用についての注意事項は次のとおりとする。

(1) 利用申請の際に届け出た責任者が利用承認の当日来ることができなくなった場合は、当日、代わりに責任者となる者の氏名、連絡先等を利用日当日までに、管理人に報告すること。

(2) 利用申請団体が他の団体と試合等を行う場合は、利用申請団体の責任者が利用の責任を負う。

(3) 利用申請団体の責任者は、利用者及びその他の人に事故、けがのないように注意すること。また、事故、けが人が発生したときは、直ちに施設管理者又は管理人に報告すること。

(4) 自己の都合で利用承認を受けた体育施設を使用しない場合は、その施設管理者に連絡すること。

(5) 用具の出し入れは、利用者が行うこと。

(6) 体育施設に付属する設備以外の用具は、利用者が準備すること。

(7) 利用時間には、着替え・準備・片付け等の時間が含まれるものとする。

(8) 利用時間終了時までには、施設内を整備すること。

(9) 施設内の指定された場所以外での喫煙・飲食は禁止とする。

(10) 酒気を帯びた者の利用、危険物の持ち込み、他人に迷惑となる行為、他人に不快感を与える行為及び施設や器具等を破損するような行為は禁止とする。

(11) 故意にフィールドの芝を痛める行為は禁止とする。

(12) ゴミは各自持ち帰ること。

(13) グラウンドコンディションの状態が良好でない場合、晴天でも利用を禁止することがある。

(14) その他、施設管理者及び管理人の指示に従うこと。

(委任)

第21条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、板橋区立陸上競技場運営要綱(平成17年8月1日教育長決定)により行われた行為等は、この要綱により行われたものとみなす。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。